

事務連絡  
平成16年3月15日

都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に向けた引取業者  
及びフロン類回収業者の登録予定番号の整備等に関するお願い

本件に関する作業につきましては、2月2日付けで4課室長連名の事務連絡にてお願いしていますが、自動車リサイクル法の本格施行時点（平成17年1月1日）でフロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者又はフロン類回収業者へ自動的に見なされることとなりますので、この時点での都道府県と保健所設置市において名寄せ作業を行っていただくようご連絡していますが、あらためてお願い申し上げます。

また一連の作業依頼の中で、その登録予定番号通知の案文も添付していますが、通知するこの登録予定番号に関しては以下のような点にご留意いただき、事業者への登録予定番号の通知を行っていただくようお願いいたします。

- ①引取業者、フロン類回収業者は自動車リサイクルシステムへの登録が必要となります。システム登録申請の際、申請書に登録予定番号を記載するとともに登録予定番号通知書の写しを添付書類として提出する必要がありますので、自動車リサイクルシステム登録の受付開始前に、各事業者に登録予定番号通知書を送付していただきたいこと。（具体的には、引取業者については本年3月末まで、フロン類回収業者については本年6月末までに送付）
- ②本格施行前に各事業者へ通知した登録予定番号は予定となっておりますが、特段の通知がない限り登録予定番号がそのまま正式な登録番号になることを各事業者へ伝えていただきたいこと。

なお、本格施行日以降の市町村合併により都道府県から保健所設置市へ移管される範囲に所在する事業所で業を行う事業者の取扱については後日連絡いたします。

また、2月2日付の4課室長連名の事務連絡において、引取業者とフロン類回収業者登録予定番号の整備に加えてお願いさせていただいています、

○解体業者及び破砕業者から提出される許可申請書又はみなし届出書への業を行うすべての事業所情報の記載の徹底等

○自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要な書類の窓口への備え付け等についてもご対応よろしく申し上げます。おって、システム登録に必要な書類は、(財)自動車リサイクル促進センターにおいて準備中であり、印刷等が出来次第送付させていただきますのでご了承ください。